

告示第25号

本市の区域内の字の区域及び名称を次のとおり変更する旨，地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお，この告示は，平成15年5月17日から効力を生ずる。

平成15年5月16日

館山市長 辻 田 実

変更調書

新		旧		地番
大字	字	大字	字	
北条	南浜小松	北条	浜通	1, 847の3の内 1, 847の4 1, 848の2 1, 848の3
			浜新田	2, 537の1の内 2, 537の3 2, 537の7 2, 537の20の内 2, 537の27の内 2, 539の2の内 2, 539の3の内 2, 541の2の内 2, 541の4の内~2, 541の8の内 2, 550の15 2, 550の70の内 2, 550の72の内 2, 557の30の内 2, 557の36の内
	浜新田		浜通	1, 847の2 1, 847の3の内
	南浜小松		2, 529の20の内 2, 530の19の内 2, 532の1の内 2, 532の2の内 2, 533・2, 534の2合併の内 2, 529の20、2, 529の22の地先の道路である国有地の一部 2, 530の1、2, 530の19の地先の道路である国有地の一部	

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

備考 上記の土地の表示は、平成13年8月31日現在の土地登記簿謄本によるものである。